

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事
業について」のうち、環境部会の所管する
事務事業について

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事
業について」のうち、環境部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成20年4月22日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

1 環境対策事業の取扱い

- (1) 騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制、測定、監視等については、現行のままとする。
- (2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業については、前橋市の制度を適用する。

2 清掃事業の取扱い

- (1) ごみの分別及び収集については、新市に移行後も当分の間、現行のままとし、段階的に調整する。ただし、犬、猫等の小動物の死体収集については、前橋市の制度に統一する。
- (2) ごみ処理手数料については、前橋市の制度に統一する。
- (3) ごみ処理に関する助成制度については、前橋市の制度に統一する。
ただし、平成22年度限りで終了予定のわが町リサイクル庫設置補助制度については、富士見地区に限り、平成23年度まで実施する。
- (4) し尿収集については、現行のままとする。ただし、し尿収集手数料及び負担軽減助成金については、前橋市の制度に統一する。
- (5) ペットボトルの処理及び売払いについては、前橋市の制度に統一する。
- (6) ごみ処理施設に関する地元還元対策については、現行のままとする。